

動画収録支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け活動休止を余儀なくされた道内の舞台芸術団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ作成された業種別ガイドライン等（以下、「ガイドライン」という。）に基づいた感染拡大防止策を実践して開催する舞台公演の動画収録経費を補助することにより、舞台芸術団体や個人の活動再開の支援と、道民が文化芸術活動に触れる機会を確保することを目的とする。

(補助対象者)

第2 補助の対象となる団体等は、次に掲げるものとする。

- (1) 道内に在住し、道内を拠点に継続的な活動を行っている舞台芸術団体及び個人。（法人格の有無は問わない）
- (2) 過去3年間で複数回以上、不特定多数の観客から対価を得る公演実績があること。
- (3) 対象分野は音楽、演劇、舞踊、伝統芸能など

【注意】以下の活動は対象となりません。

- ・特定企業の宣伝広報、又は政治的若しくは宗教的な普及宣伝等を目的とする活動
- ・暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者等が行う活動
- ・誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反する活動

(補助対象期間)

第3 令和2年11月1日から令和3年2月28日までに実施する事業とする。
※但し、理事長が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) ガイドラインに基づく感染拡大防止策を実践して開催する舞台公演の収録。
- (2) 飲食を伴わない、観客を入れた有料公演
- (3) 収録されたデータを動画配信プラットフォーム（You Tube、vimeoなど）へ無料で公開する。
（※本事業により収録された動画は2022年4月10日まで、北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会のホームページへ掲載します）
- (4) 配信動画は著作権などを侵害していない作品に限る。
- (5) 配信動画は10分以上の作品を公開すること。

(補助金額)

第5 協議会が補助する額は、1団体（個人）当たり上限を30万円（千円未満切り捨て）とし、対象経費は別表に定める項目とする。

ただし、国や地方公共団体、民間団体からの補助金、助成金のうち、使途が特定され補助対象経費と重複する場合は、相当額を補助対象経費から控除する。

(補助申請)

第6 事業の補助を申請する団体は、補助金交付請書（別紙様式1）に、次に掲げる書類を添付し、北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会のホームページ上で指定する期日までに、北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会理事長（以下、「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 計画書（別紙様式2）
- (2) 予算書（別紙様式3）
- (3) 団体（個人）の略歴及び実績（別紙様式4）
- (4) 「新北海道スタイル」安心宣言実践チェックシート（別紙様式5）

(補助の決定及び通知)

第7 申請書を受領後、補助金の交付が適切な事業であるか（「2 補助対象者」、「3 補助対象期間」、「4 補助対象事業」に該当するか）、事務局で審査を行い、補助の適否を決定する。

2 理事長は、補助の適否を決定したときは、申請者に対し補助金交付決定書（別紙様式6）又は補助金不交付決定書（別紙様式7）により通知する。

（補助の条件）

第8 事業補助の承認を受けた団体等（以下「補助団体等」という。）は、当該事業（以下「補助事業」という。）の円滑な推進を図らなければならない。

（承認事項等）

第9 次に掲げる事項の一に該当する場合は、補助団体等はあらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

（1）事業の内容を変更しようとするとき。

（2）補助事業を中止しようとするとき。

ただし、（1）に規定する事項のうち軽微なものについては、報告をもってこれに代えることができる。

（変更承認申請等）

第10 補助団体等は、第9の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別紙様式8）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、申請の内容を審査し、補助団体等に対し、変更承認通知書（別紙様式9）により通知する。

（補助決定の変更）

第11 事業の補助が決定した後に、天災その他やむを得ない事情により、補助事業の全部又は一部が実施できなくなった場合は、協議会と補助団体等とが協議の上、補助決定を取り消し、又はその決定内容を変更することができる。

2 理事長は、前項の規定により決定を取り消す場合は補助団体等に対し、補助金交付決定取消通知書（別紙様式10）により通知し、決定内容の変更をする場合は、変更承認通知書（別紙様式9）により通知する。

（補助事業の遂行状況報告）

第12 理事長は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、補助団体等に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助事業の遂行の指示）

第13 理事長は、補助団体等の報告により、その補助事業が補助金交付決定書の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助団体等に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 補助団体等は、前項の規定による指示を受けたときは、これを遵守しなければならない。

（完了報告）

第14 補助団体等は、事業完了後1ヶ月以内に、事業完了報告書（別紙様式11）に、次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

（1）実績書（別紙様式12）

（2）決算書（別紙様式13）

（3）「新北海道スタイル」安心宣言実践報告書（別紙様式14）

（4）支出証拠書類の写し

（5）その他（チラシ、プログラムなど）

（6）補助事業を活用し撮影された動画データ、及び、アップロードした動画サイトのURLの提出

2 理事長は、事業完了報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、事業完了通知書（別紙様式15）により通知する。

(補助決定の取消し)

第15 理事長は、補助の決定をした後又は事業が完了した後に、補助団体等が次に掲げる事項の一に該当したときは、補助の決定を取り消すことができる。

なお、決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(別紙様式10)により通知する。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) この要綱及び補助事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき。

(補助金の返還)

第16 補助金を受領した後に、補助決定を取り消されたときは、補助団体等は、協議会が別に指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(違約加算金及び違約延滞金)

第17 補助団体等は、補助金の返還を命ぜられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を協議会に納付しなければならない。

- 2 補助団体等は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を協議会に納付しなければならない。
- 3 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助団体等の申請に基づき当該違約加算金及び違約延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第18 この要綱に定めるものの他必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 10月 28日から施行する。

別 表

補助対象経費	映像収録業者への委託費（内訳明記）、撮影機材レンタル料、撮影に要する外部スタッフ人件費、映像編集経費
補助対象外経費	音響・照明・舞台設営にかかる経費、団体構成員に対する個人給付的な経費、団体等の財産となる備品購入費、動画収録に直接関係のない経費

動画収録事業補助金交付要綱取り扱いに係る留意事項

1 (補助対象者) 第2関係

(1) 対象分野は次のとおりとし、協議会が補助の対象となる団体等を選定する。

音 楽	ポピュラー音楽、邦楽、クラシック、ジャズ、オペラなど
演 劇	現代演劇、ミュージカル、人形劇、リーディング（朗読）など
舞 踊	クラシックバレエ、現代舞踊、コンテンポラリーダンス など
伝統芸能	能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、落語 など
そ の 他	漫才、コント、大道芸 など

(2) イベントター、プロモーター、制作会社は対象としない。

2 (補助金額) 第5関係

芸術文化振興基金や文化庁等の補助、助成事業と重複している場合は、必ず連絡すること。

なお、文化芸術活動の継続支援事業（文化庁）の助成を受けている場合は、当該事業の申請は出
きない。

3 (承認事項等) 第10関係

(1) 事業の内容変更のうち軽微なものとは、事業目的及び適正な遂行に支障を及ぼさない程度の変更と認められる場合のものをいう。

例 補助金の増減を伴わない補助対象経費の変更

(2) 次の場合は、軽微なものではなく、承認を要するものとして取扱う。（変更承認申請書の提出を要する。）

例1 実施期日、期間の変更ただし、天災等によりやむを得ず変更する場合であらかじめ承認を申請することができないときは、報告をもって代えるものとする。

例2 実施場所の変更、実施回数の増減

例3 協議会以外の補助金、助成金の決定がなくなったとき
（事業の実施が可能な場合に限る。）

4 (補助決定の変更) 第11関係

天災その他やむを得ない事情とは、次のような事例をいう。

例 疫病、地震、火災、風水害、雪害、公共交通機関の事故等

5 (補助事業の遂行状況報告) 第12関係

報告は、任意の様式による書類での報告及び電話、FAX、メールによるものとする。

6 (完了報告) 第14関係

補助団体等は、補助事業の収入・支出に関する日付、支払者、明細、金額等が確認できる証拠書類（帳簿、通帳、領収書、請求書、契約書等）を備え、これを整理し、かつ、これを事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管することとし、協議会は、必要に応じて提出を求め又は現地調査を行うことができる。